

【回 覧】

令和 7年 3月26日

「ずっと住まいるたきのうえ！」支援事業のご紹介

～住宅改修、インフラ整備が拡充されました～

滝上町役場 農林建設課 建築係



【目的】

滝上町の地域活性化対策の一環として、町内に1戸建ての住宅や長屋・共同住宅を整備し居住、賃貸する方に対して、若年世帯、子育て世帯への支援等を含めた補助を行い、定住と美しい町並み、安心して暮らせる安全な住環境の形成を促進することを目的とします。

【補助の要件】

- ・住宅の所有者
- ・町民の方、これから滝上町にお住まいになる方
- ・屋根外壁を補助対象とする場合は「滝上町景観ガイドプラン」に基づいた推奨色としてください
- ・建物の色彩統一事業との併用はできません
- ・借家・共同住宅等の場合は、法人も対象です

【補助の区分】

- 1、住宅を新築する
- 2、住宅を購入等して改修する
- 3、自分の家をお持ちの方で耐震診断、耐震補強をする
- 4、屋外給排水及び雨水排水整備（インフラ整備）をする

【補助金と予算など】

- ・予算の範囲内での補助金の交付となります
- ・お伝えきれない部分もありますので必ずお問い合わせください

【申請手続き先・お問い合わせは】 農林建設課 建築係 ☎ 0158-29-2111)

====この制度は令和9年3月31日までとなっております====

「ずっと住まいるたきのうえ！」支援事業 補助金額一覧

1、新築する方 戸建て住宅（居住用・借家用）、長屋・共同住宅

		補助金額	備考
基本額		町内S G E C業者施工 200万円(60~90㎡)／棟 300万円(90㎡以上)／棟	町外業者等施工 ※加算あり 50万円(60~90㎡)／棟 75万円(90㎡以上)／棟
加算額	北方型2020	200万円／棟	
	北方型ZERO	300万円／棟	
	若年(40歳未満)	50万円／棟	借家、長屋・共同住宅除く
	子育て(18歳以下)	50万円／人(妊娠中含む)	

※長屋・共同住宅は1棟当たりの金額です

2、購入・贈与・相続して改修する方 戸建て住宅（居住用・借家用）、長屋・共同住宅

		補助金額	備考
基本額 (金額拡充)		町内業者施工 (または自己で改修) 購入額+改修工事金額の40% かつ200万円以下／棟	町外業者施工 ※加算あり (または自己で改修) 購入額+改修工事金額の40% かつ75万円以下／棟
加算額	若年(40歳未満)	50万円／棟	借家、長屋・共同住宅除く
	子育て(18歳以下)	50万円／人(妊娠中含む)	
	耐震診断、改修	50万円以下／棟	長屋・共同住宅除く
新	窓・玄関ドア改修	100万円以下／棟	(町外業者50万円以下／棟)

※購入額は改修金額を上限とします ※消費税相当額は補助対象外となります

※加算額を含めた補助金額は(購入額+改修金額)の40%を上限とします

※自己で改修の場合の改修工事金額は資材代金のみとなります

※耐震診断は10万円以下、耐震改修は改修費の1/2かつ40万円以下です

※耐震診断、改修は昭和56年5月31日以前に建築又は着工した住宅が対象です

3、自分の家をお持ちの方

		補助金額	備考
	耐震診断、改修	50万円以下／棟	長屋・共同住宅除く

※耐震診断は10万円以下、耐震改修は改修費の1/2かつ40万円以下です

※耐震診断、改修は昭和56年5月31日以前に建築又は着工した住宅が対象です

4、インフラ整備 自分の家をお持ちの方 またはお持ちになる方

		補助金額	備考
	屋外給水設備工事	150万円以下／棟	(町外業者75万円以下/棟)
	屋外排水設備工事	70万円以下／棟	(町外業者35万円以下/棟)
新	雨水排水処理整備	70万円以下／棟	(町外業者35万円以下/棟)

※補助金額は上限額です 令和7年4月1日以降着手分を対象とします